

奈良県バス環境向上事業補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 奈良県と奈良交通株式会社との協働連携に関する協定書第2条の規定に基づく取組を支援し、もって奈良県内のバス交通の利用促進を図るため、予算の範囲内において、奈良県バス環境向上事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電気バス 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のもの
- (2) 電気自動車用充電設備 一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって、専ら電気バスに充電するための設備
- (3) ノンステップバス車両 原則として標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月2日付け国自技第75号）の認定を受けたもの
- (4) バスロケーションシステム G P S等を用いてバスの位置情報等を集約し、バスの運行情報等をI T端末等に提供するもの
- (5) 路線バスナンバリング バス路線及びバス停留所等に対して、それらの名称とは別に英字、数字等を用いた番号等を付すもの
- (6) 広域周遊バス 観光客が県内の観光地等を円滑に周遊できるよう複数の市町村をまたいで運行するバス

(補助対象事業者)

第3条 奈良県バス環境向上事業補助金の交付を受けることができる者は、奈良交通株式会社とする。

(補助金の種類)

第4条 奈良県バス環境向上事業補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気バス導入補助金
- (2) バス停留所整備費補助金
- (3) バスロケーションシステム整備費補助金
- (4) 路線バスナンバリング整備費補助金
- (5) 広域周遊バス実証運行費補助金

第2章 電気バス導入補助金

(補助対象事業等)

第5条 電気バス購入費補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付の対象となる事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助金の額は別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて、奈良県バス環境向上事業補助金交付申請書(電気バス導入)(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第1号様式 別紙1)
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 国庫補助金の充当状況が把握できる書類の写し(該当のある場合)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金交付決定通知書(電気バス導入)(第2号様式)により奈良交通株式会社に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(交付決定の変更の申請)

第8条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ奈良県バス環境向上事業補助金変更交付申請書(電気バス導入)(第3号様式)に変更内容の概要が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の30パーセント以下の増減とする。

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、交付決定の変更を行い、奈良県バス環境向上事業補助金変更交付決定通知書(電気バス導入)(第4号様式)により奈良交通株式会社に通知するものとする。

2 知事は、前項の変更交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(実績報告)

第10条 奈良交通株式会社は、交付の決定を受けた補助金の対象となる車両の購入を完了したときは、その完了の日から起算して20日以内の日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、奈良県バス環境向上事業補助金事業実績報告書(電気バス導入)(第5号様式)に当該車両に係る次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第5号様式 別紙1)

- (2) 売買契約書の写し
- (3) (2)に係る支払を証する書類又は支払を確約する書類
- (4) 自動車検査証記録事項の写し
- (5) その他補助金等の充当状況が把握できる書類の写し（該当のある場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定により提出された奈良県バス環境向上事業補助金事業実績報告書を審査の上、これを適當と認めるときは、補助金の額の確定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金の額の確定通知書(電気バス導入)（第6号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 奈良交通株式会社は、奈良県から補助金の支払を受けようとするときは、奈良県バス環境向上事業補助金支払請求書(電気バス導入)（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、奈良交通株式会社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 8条の規定に違反したとき。
- (3) 9条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (6) 奈良交通株式会社が第15条第2項に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

（補助金の返還）

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、奈良交通株式会社に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（財産の処分の制限）

第15条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を受けて取得した車両を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

2 奈良交通株式会社は、補助金の交付を受けて取得した車両を、補助事業の完了の日から5年を経過するまでは、知事の承認を受けないで処分(補助金の交付の目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し又は廃棄することをいう。以下同じ。)してはならない。なお、補助金に国庫補助金等を充当している場合においては、その定めに従うものとする。

- 3 奈良交通株式会社は、前項に関わらず交付を受けて取得した車両の処分により処分に要する費用を上まわる収益が発生するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。
- 4 奈良交通株式会社は、補助金の交付を受けて取得した車両については、毎年度、年度末直前1週間の運用状況を翌年度の4月末までに、知事に報告するものとする。

(補助金の経理等)

第16条 奈良交通株式会社は、補助金に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 奈良交通株式会社は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

第3章 バス停留所整備費補助金

(補助対象経費及び補助金の額)

第17条 バス停留所整備費補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象経費は、道路法(昭和27年法律第180号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令に適合するバス停留所で、次の各号のいずれかに該当するものの上屋、ベンチ、風防施設及び照明施設等の利用環境向上に資する設備並びに多機能トイレ、多言語対応の案内標識、情報提供設備等及び段差解消に資する設備等の新設又は改修に要する経費とする。

- (1) 路線間や他の交通機関との乗換え等の結節機能を有するバス停留所
 - (2) バリアフリー基本構想策定地区内に在するバス停留所
 - (3) 病院、福祉施設、教育施設、市町村役場、鉄道の駅その他知事が認める公共的施設が周辺に在するバス停留所
 - (4) 観光拠点となる施設が周辺に在するバス停留所
 - (5) 1日あたりの相当数(おおむね50人以上)の乗降が見込まれるバス停留所
 - (6) その他知事が特に必要と認めるバス停留所
- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費のうち、バス停留所の上屋、ベンチ、風防施設及び照明施設等の新設又は改修に要する経費については、要した実支出額(各種申請、調査、設計及び工事に要した額の合計額をいう。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)以内の額とし、多機能トイレ、多言語対応の案内標識、情報提供設備等及び段差解消に資する設備等の新設又は改修に要する経費については、要した実支出額に3分の1を乗じて得た額以内の額とする。
 - 3 前項の規定により算出して得た補助金の額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 第1項の規定に関わらず、他に補助金等の交付を受け、又は受けようとするバス停留所については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付の申請)

第18条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を

添えて、奈良県バス環境向上事業補助金交付申請書(バス停留所整備費)（第8号様式）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付に係るバス停留所の位置図及び当該バス停留所の含まれるバス路線図
- (2) 補助金の交付に係るバス停留所の写真

(補助金の交付の決定)

第19条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適當と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金交付決定通知書(バス停留所整備費)（第9号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(交付決定の変更の申請)

第20条 奈良交通株式会社は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、あらかじめ奈良県バス環境向上事業補助金変更交付申請書(バス停留所整備費)（第10号様式）に変更内容の概要が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の30パーセント以下の増減とする。

(交付決定の変更及び通知)

第21条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適當と認めるときは、交付決定の変更を行い、奈良県バス環境向上事業補助金変更交付決定通知書(バス停留所整備費)（第11号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の変更交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(実績報告)

第22条 奈良交通株式会社は、交付の決定を受けた補助金の対象となるバス停留所の整備を完了したときは、その完了の日から起算して20日以内の日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、奈良県バス環境向上事業補助金事業実績報告書(バス停留所整備費)（第12号様式）に当該整備に係る次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は売買契約書の写し
- (2) (1)に係る支払を証する書類又は支払を確約する書類
- (3) 工事完了報告書の写し
- (4) 工事中及び完成後の写真
- (5) 竣工図書

(補助金の額の確定)

第23条 知事は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書を審査の上、これを適當と認めるときは、補助金の額の確定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金の額の確定通知書(バス停留所整備費)（第13号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

(補助金の請求)

第24条 奈良交通株式会社は、奈良県から補助金の支払を受けようとするときは、奈良県バス環境向上事業補助金支払請求書(バス停留所整備費)（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第25条 知事は、奈良交通株式会社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第19条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第20条の規定に違反したとき。
- (3) 第21条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (6) 奈良交通株式会社が第27条の規定により準用する第15条第2項に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第26条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、奈良交通株式会社に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(準用)

第27条 第15条(ただし、第4項を除く。)及び第16条の規定は、本章において準用する。この場合において、第15条中「取得」とあるのは「整備」と、「車両」とあるのは「バス停留所の設備」と、「5年間」とあるのは「8年間(金属製の設備にあっては、15年間)」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 バスロケーションシステム整備費補助金

(補助対象経費及び補助金の額)

第28条 バスロケーションシステム整備費補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) バスロケーションシステムの導入に要する経費(システム開発費、設備整備費等)
 - (2) 案内標識、可変式情報表示装置等の整備に要する経費
- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費のうち、バスロケーションシステム等の整備に要した実支出額(ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に、3分の1を乗じて得た額以内の額とする。
- 3 前項の規定により算出して得た補助金の額に、1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第29条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を添えて、奈良県バス環境向上事業補助金交付申請書(バスロケーションシステム整備費)（第15号様式）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業経費の根拠となる見積書、仕様書等
- (2) 補助金の交付に係るバスロケーションシステムが整備される予定のバス路線及びバス停留所がわかるもの
- (3) 訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金交付要綱に基づく国庫補助金その他の補助事業に係る補助金等(以下「その他補助金等」という。)の充当状況が把握できる書類(交付決定通知、内定通知等)の写し(該当のある場合)

(補助金の交付の決定)

第30条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適當と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金交付決定通知書(バスロケーションシステム整備費)（第16号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(交付決定の変更の申請)

第31条 奈良交通株式会社は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、あらかじめ奈良県バス環境向上事業補助金変更交付申請書(バスロケーションシステム整備費)（第17号様式）に変更内容の概要が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の30パーセント以下の増減とする。

(交付決定の変更及び通知)

第32条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適當と認めるときは、交付決定の変更を行い、奈良県バス環境向上事業補助金変更交付決定通知書(バスロケーションシステム整備費)（第18号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

2 知事は、前項の変更交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(実績報告)

第33条 奈良交通株式会社は、交付の決定を受けた補助金の対象となるバスロケーションシステム等の整備を完了したときは、その完了の日から起算して20日以内の日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、奈良県バス環境向上事業補助金事業実績報告書(バスロケーションシステム整備費)（第19号様式）に当該整備に係る次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は売買契約書の写し
- (2) (1)に係る支払を証する書類又は支払を確約する書類
- (3) 工事完了報告書の写し
- (4) 工事中及び完成後の写真
- (5) 竣工図書

(6) その他補助金等の充当状況が把握できる書類(交付決定通知、内定通知等)の写し
(該当のある場合)

(補助金の額の確定)

第34条 知事は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金の額の確定通知書(バスロケーションシステム整備費)（第20号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

(補助金の請求)

第35条 奈良交通株式会社は、奈良県から補助金の支払を受けようとするときは、奈良県バス環境向上事業補助金支払請求書(バスロケーションシステム整備費)（第21号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第36条 知事は、奈良交通株式会社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第30条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第31条の規定に違反したとき。
- (3) 第32条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (6) 奈良交通株式会社が第38条の規定により準用する第15条第2項に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第37条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、奈良交通株式会社に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(準用)

第38条 第15条(ただし、第4項を除く。)及び第16条の規定は、本章において準用する。この場合において、第15条中「取得」とあるのは「整備」と、「車両」とあるのは「バスロケーションシステム」又は「案内標識、可変式情報表示装置等」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 路線バスナンバリング整備費補助金

(補助対象経費及び補助金の額)

第39条 路線バスナンバリング整備費補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象経費は、路線バスナンバリングの導入に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費のうち、路線バスナンバリングの導入に要した実支出額(ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に、3分の1を乗じて得た額以内の額とする。
- 3 前項の規定により算出して得た補助金の額に、1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第40条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を添えて、奈良県バス環境向上事業補助金交付申請書(路線バスナンバリング整備費)(第22号様式)を、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業経費の根拠となる見積書、仕様書
- (2) 路線バスナンバリングが導入される予定のバス路線及びバス停留所がわかるもの
- (3) その他補助金等の充当状況が把握できる書類(交付決定通知、内定通知等)の写し
(該当のある場合)

(補助金の交付の決定)

第41条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適當と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金交付決定通知書(路線バスナンバリング整備費)(第23号様式)により奈良交通株式会社に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(交付決定の変更の申請)

第42条 奈良交通株式会社は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、あらかじめ奈良県バス環境向上事業補助金変更交付申請書(路線バスナンバリング整備費)(第24号様式)に変更内容の概要が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の30パーセント以下の増減とする。

(交付決定の変更及び通知)

第43条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適當と認めるときは、交付決定の変更を行い、奈良県バス環境向上事業補助金変更交付決定通知書(路線バスナンバリング整備費)(第25号様式)により奈良交通株式会社に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の変更交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(実績報告)

第44条 奈良交通株式会社は、交付の決定を受けた補助金の対象となる路線バスナンバリングの整備を完了したときは、その完了の日から起算して20日以内の日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、奈良県バス環境向上事業補助金事業実績報告書(路線バスナンバリング整備費)(第26号様式)に当該整備に係る次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は売買契約書の写し
- (2) (1)に係る支払を証する書類又は支払を確約する書類
- (3) 工事完了報告書の写し
- (4) 工事中及び完成後の写真
- (5) 竣工図書
- (6) その他補助金等の充当状況が把握できる書類(交付決定通知、内定通知等)の写し
(該当のある場合)

(補助金の額の確定)

第45条 知事は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金の額の確定通知書(路線バスナンバーリング整備費)（第27号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

(補助金の請求)

第46条 奈良交通株式会社は、奈良県から補助金の支払を受けようとするときは、奈良県バス環境向上事業補助金支払請求書(路線バスナンバーリング整備費)（第28号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第47条 知事は、奈良交通株式会社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第41条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第42条の規定に違反したとき。
- (3) 第43条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (6) 奈良交通株式会社が第49条の規定により準用する第15条第2項に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第48条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、奈良交通株式会社に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(準用)

第49条 第15条(ただし、第4項を除く。)及び第16条の規定は、本章において準用する。この場合において、第15条中「取得」とあるのは「整備」と、「車両」とあるのは「路線バスナンバーリング」とそれぞれ読み替えるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第50条 広域周遊バス実証運行費補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象経費は、広域周遊バスの運行を目的とした実証運行に要する経費とし、別表2に定めるところにより算定する。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費のうち、広域周遊バスの実証運行に要した運行経費(ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に、10分の3を乗じて得た額または、運行経費から広域周遊バスの実証運行によって得た運行収入を除いた額に2分の1を乗じて得た額以内の額のいずれか少ない方とする。
- 3 前項の規定により算出して得た補助金の額に、1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象年度)

第51条 同じ路線を継続して運行する広域周遊バスの実証運行の補助対象年度は、実証運行を開始した日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、知事が認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第52条 奈良交通株式会社は、補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を添えて、奈良県バス環境向上事業補助金交付申請書(広域周遊バス実証運行費)(第29号様式)を、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画内容の概要が分かる書類
- (2) 収支予算書及び補助対象経費に係る算定根拠書類

(補助金の交付の決定)

第53条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金交付決定通知書(広域周遊バス実証運行費)(第30号様式)により奈良交通株式会社に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(交付決定の変更の申請)

第54条 奈良交通株式会社は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ奈良県バス環境向上事業補助金変更交付申請書(広域周遊バス実証運行費)(第31号様式)に変更内容の概要が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の30パーセント以下の増減とする。

(交付決定の変更及び通知)

第55条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、交付決定の変更を行い、奈良県バス環境向上事業補助金変更交付決定通知書(広域周遊バス実証運行費)(第32号様式)により奈良交通株式会社に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の変更交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

(実績報告)

第56条 奈良交通株式会社は、交付の決定を受けた補助金の対象となる広域周遊バスの実証運行を完了したときは、その完了の日から起算して20日以内の日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、奈良県バス環境向上事業補助金事業実績報告書(広域周遊バス実証運行費)（第33号様式）に当該実証運行に係る次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容の概要が分かる書類
- (2) 実証運行による収入が分かる書類

(補助金の額の確定)

第57条 知事は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、奈良県バス環境向上事業補助金の額の確定通知書(広域周遊バス実証運行費)（第34号様式）により奈良交通株式会社に通知するものとする。

2 奈良交通株式会社が広域周遊バスの実証運行の全部又は一部を運行しなかったときは、運行しなかった本数に応じ、補助金の額を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ないと知事が認める事情が発生した場合及び運行の準備に要した費用にかかる部分については、この限りではない。

(補助金の請求)

第58条 奈良交通株式会社は、奈良県から補助金の支払を受けようとするときは、奈良県バス環境向上事業補助金支払請求書(広域周遊バス実証運行費)（第35号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第59条 知事は、奈良交通株式会社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第53条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第54条の規定に違反したとき。
- (3) 第55条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第60条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、奈良交通株式会社に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(準用)

第61条 第16条の規程は、本章において準用する。

附 則

この交付要綱は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。